

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

北海道国民年金 事案 1145

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年10月まで

夫が申立期間について第三者委員会に申し立て、免除申請の事実が認められた上、納付記録が訂正された。

私も夫と一緒に申請免除の手続を行っているので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料について、その夫の厚生年金保険との切替時の1か月を除き、納付済みであるか又は申請免除の手続を行い承認されている上、60歳から65歳までは任意加入していることから、申立人の国民年金制度への関心は高かったものと考えられる。

また、申立期間の被保険者種別は第1号被保険者であり、その資格記録は平成20年6月になってからさかのぼって処理されたものである（それまでは第3号被保険者となっていた）が、申立人の夫については、年金手帳及び町の被保険者名簿に申立期間の資格記録の記載があるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では無資格となっていた状況があることから申立期間当時において行政側の不適切な事務処理の可能性も否定できない。

さらに、先に申し立てた申立人の夫の納付記録は、申立期間において免除申請の事実が認められ、未加入期間から申請免除期間に訂正されているが、申立期間の4年前には申立人及びその夫が共に免除を受けていたことを踏まえると、同世帯である申立人の申請免除が同時になされていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から42年11月まで

昭和37年12月に結婚した後、私の父親が自宅に来て、「これは初めから掛けている。これからは自分たちで掛けるように。」と言って、私の国民年金手帳を置いていった。その後は、私が近くの農協で国民年金保険料を3か月分併せて300円ずつ納付したと記憶している。また、国民年金手帳の領収印を押すページに薄い紙が付いていた記憶がある。申立期間について、国民年金の資格喪失届を提出したこと及び還付通知書を受領したことも記憶に無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張どおり、申立人が昭和37年12月から42年11月までの国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳(マイクロフィルム)の資格喪失日及びA市が保管する申立人に係る年度別被保険者名簿の資格喪失日は、いずれも37年12月15日と記録されており、これは当該期間の還付記録から、43年ごろにさかのぼって資格喪失させたものと認められる。

しかし、申立期間のうち昭和37年12月から38年12月までの期間において、申立人の夫は被用者年金の被保険者ではないことから、申立人が37年12月15日の時点で国民年金強制被保険者としての資格を喪失する理由は存在せず、当該期間に係る資格喪失処理は明らかに行政側の誤りである。

また、申立人の夫が厚生年金保険被保険者となった昭和39年1月以降の期間も、申立人は昭和38年度の国民年金保険料を現年度納付していることから、60年改正前国民年金法附則第6条の2により、39年1月時点で

任意加入の申出を行ったとみなされる期間であり、制度上、さかのぼって資格喪失させる要因は見当たらず、申立期間は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

昭和 55 年 7 月から、私の父親が経営する A 社に勤務することになり、厚生年金保険の被保険者ではなくなったので、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私の母親及び兄の保険料と一緒に、私の父親名義の当座預金口座から振替納付し、昭和 58 年 8 月からは私の妻の国民年金保険料も同口座から振替納付されていたはずである。

申立期間の国民年金保険料について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は関与していない上、申立人に払い出されている国民年金手帳記号番号は、61 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点で、申立期間のうち 55 年 7 月から 58 年 12 月までの保険料は、既に時効により納付することはできない期間であるほか、申立期間の一部について、申立人と同時に納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納となっている。

また、申立期間である昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの期間について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により 3 万 5,000 人分の記録を閲覧調査した結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる記録は存在しない。

さらに、申立人は「申立期間の保険料は、私の母親及び兄並びに私の妻（ただし、妻は昭和 58 年 8 月から。）の保険料と一緒に私の父親名義の銀行口座から振替納付していた。」としているが、現存しているその父親の確定申告書の

うち、昭和 58 年、59 年及び 60 年に記載されている国民年金支払保険料額は、それぞれ二人分の年間納付総額と一致していることが確認でき、社会保険庁のコンピュータ記録において、その母親及び兄の国民年金保険料は、58 年 1 月から 60 年 12 月まで納付済期間であることから、当該期間の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は、その母親及び兄の二人分の保険料と認められる。

一方、昭和 61 年及び 62 年の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は、4 人分の年間納付総額と一致していることが確認でき、社会保険庁のコンピュータ記録において、その母親及び兄の国民年金保険料は、61 年 1 月から 62 年 12 月まで納付済期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期が 61 年 3 月と認められることから、61 年及び 62 年の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は、申立人夫婦二人分、その母親及び兄の保険料であると推認される。

加えて、昭和 61 年及び 62 年の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は当該被保険者の 12 か月分の保険料額と一致することから、申立人夫婦は共に 60 年 12 月以前の保険料を遡^{さかのぼ}って納付したのではなく、61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで
昭和 57 年 5 月に婚姻し、58 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、私の夫、夫の母親及び夫の兄の保険料と一緒に、夫の父親名義の当座預金口座から振替納付されていたはずである。
申立期間の国民年金保険料について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金加入手続に関与していない上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点で申立期間のうち 58 年 8 月から同年 12 月までの保険料は、既に時効により納付することはできない期間であるほか、申立人と同時に納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納となっている。

また、昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により 2 万人分の記録を閲覧調査した結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとの記録は存在しない。

さらに、申立人は「申立期間の保険料は、夫の母親、夫の兄及び申立人の夫と一緒に夫の父親名義の銀行口座から振替納付していた。」としているが、現存しているその父親の確定申告書のうち、昭和 58 年、59 年及び 60 年に記載されている国民年金支払保険料額は、それぞれ二人分の年間納付総額と一致していることが確認でき、社会保険庁のコンピュータ記録において、夫の母親及び夫の兄の国民年金保険料は、58 年 1 月から 60 年 12 月まで納付済期間であ

ることから、当該期間の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は、夫の母親及び夫の兄の二人分の保険料と認められる。

一方、昭和 61 年及び 62 年の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は、4 人分の年間納付総額と一致していることが確認でき、社会保険庁のコンピュータ記録において、その義母及び義兄の国民年金保険料は、61 年 1 月から 62 年 12 月まで納付済期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期が 61 年 3 月と認められることから、61 年及び 62 年の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は、申立人夫婦二人分、夫の母親及び夫の兄の保険料であると推認される。

加えて、昭和 61 年及び 62 年の確定申告書に記載されている国民年金支払保険料額は当該被保険者の 12 か月分の保険料額と一致することから、申立人夫婦は 60 年 12 月以前の保険料を遡^{さかのぼ}って納付したのではなく、61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

平成20年5月に社会保険事務所で私の年金加入記録について照会したところ、後日、申立期間について国民年金保険料が未納である旨回答された。

国民年金保険料は、私の妻が間違いなく納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②は、それぞれ1年間及び9か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料は、申立人の妻が納付したとして、申立人自身は関与していないところ、申立人の妻は昭和47年11月から国民年金保険料の納付を開始し、60歳に到達するまでの期間に保険料の未納が無く、保険料納付意識が高かったことが認められる。

さらに、申立人の妻は、i) 保険料は夫婦一緒に納付していたこと、ii) 納付書により金融機関で納付していたこと、iii) 納付が遅れた時は過年度納付したことなど、保険料の納付状況を明確に記憶しており、その記憶には信憑性^{しんぴょうせい}がみられることから、申立人のみが未納とされているのは不自然であり、夫婦の保険料は、申立人の妻が夫婦一緒に納付したものと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には、当初、未納期間とされた期間(昭和60年1月から同年3月まで)について、申立人が所持する領収書により納付の事実が確認された上、平成20年7月23日に記録訂正された形跡が見られ

ることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その上、申立人の申立期間の前後の国民年金保険料は納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化がみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA従業員組合における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から同年7月1日まで

昭和32年4月1日から平成7年2月28日までA社（現在は、B社）の職員として継続して勤務し、このうち39年9月1日から43年6月30日まで同社従業員組合で勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同組合における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和43年6月29日とされているので、この記録について、同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社に保管されていた申立人の異動経歴が確認できる職員名簿の写し及び申立人の休職日と復職日が確認できる辞令原簿の写しにより、申立人が昭和39年9月1日から43年6月30日までA従業員組合の組合専従者として同組合に勤務し、同年7月1日にA社に復職していることが認められる。

また、申立人は「A従業員組合の組合専従者として、C職に従事していた。」と供述しているところ、申立人と同様にA従業員組合の組合専従者としてC職に従事していた申立人の前任者及び後任者の併せて二人のいずれもが、社会保険事務所の記録によると、同組合からA社へ復職した際において厚生年金保険の加入記録に欠落は無く、同組合における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日とは同日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA従業員組合における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月21日から同年11月14日まで

昭和38年4月にA社に入社後、平成10年3月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社C店開設のため同社B店から異動し、C店開設準備室で勤務していた期間であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在籍証明書、A社の本部機能を承継するD社に照会した回答の内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる（申立期間においては、A社C店開設準備室に勤務）。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C店は、昭和44年11月14日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

しかしながら、D社によれば、「A社の人事発令簿は無く、当時、同社C店の開設準備室にどれだけの人員が異動したかは不明である。申立人については、当社内で在職期間が切れていないことから、申立期間中も給与はA社から支払われ、厚生年金保険料も給与から控除されていたのは間違いのないと思う。また、

同社C店の開設準備室で勤務していた者の厚生年金保険の取扱いについては、同社C店が厚生年金保険の適用事業所となる昭和44年11月14日までは、異動前の店舗で引き続き厚生年金保険の被保険者としていたところ、申立人については、同年7月21日のC店開設準備室異動の際にA社B店が誤って申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る届出を行ったものと考えられる。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録によりA社C店において、厚生年金保険の適用時に厚生年金保険の被保険者であった者5人に照会したところ、いずれも、「申立人は、申立期間においてC店の開設準備室に勤務しており、その後、継続してC店に勤務していた。」と供述している上、申立期間中に同社C店開設準備室に係る異動を命じられた者で上述の5人を含む6人のうち、5人は申立期間において異動前の同社本店で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

一方、上述の6人のうち残る一人は、申立人同様にB店からC店の開設準備室に異動し、かつ、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無いが、この者に聴取したところ「昭和44年3月1日付けの発令を受け、C店の開設準備室に移った。異動後の給与はB店から支払われていた。当時、新規開店するまでは従前の所属に籍を置いて、従前の所属(店)から給与も出るのが当然のことだったし、給与から厚生年金保険料の控除があったと思う。」との供述を得た。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険料をA社B店において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B店における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、C店の開設準備のために昭和44年7月21日に異動したことは社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年7月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から38年5月までの期間は1万8,000円、同年6月から39年1月までの期間は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月25日から39年2月1日まで
昭和35年7月から平成14年3月までA社B支店に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の控除額を記載した当時のノートを保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が保管する当時のノートには、申立期間のうち昭和38年6月から39年1月までの給与支給額、厚生年金保険料控除額等が記載されており、当該期間の同保険料控除額は、いずれも給与支給額におおむね見合ったものとなっているとともに、当該控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録により、申立人が39年2月1日にA社B支店で同保険の被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額と合致していることが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の複数の同僚の厚生年金保険加入記録から判断すると、当時、A社では、同社B支店に勤務する者について、同支店が昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間においては同社本

社で同保険の被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年6月の社会保険事務所の記録、申立人とほぼ同年齢の同僚の当該事業所に係る37年7月から38年6月までの社会保険事務所の記録及び申立人が保管する当時のノートに記載された給与明細のメモから判断すると、37年7月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から38年5月までの期間は1万8,000円、同年6月から39年1月までの期間は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和37年7月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1093

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和18年3月1日、資格喪失日は19年6月20日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険(現在は、厚生年金保険)被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から19年6月まで
② 昭和22年5月から23年10月まで

申立期間①については、B町のC社(現在は、D社)に勤務した。

当時、親方の奥さんから、「国に厚生年金保険料を納めるので昼食の支給だけで我慢してほしい。」と言われたことを記憶している。

申立期間②については、同じB町のE社(現在は、F社)に勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、いずれの事業所についても厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、C社は、申立期間①当時は適用事業所となっていなかったが、商業登記簿謄本により、C社が昭和17年12月14日に近隣のG事業を行う社とともに合併し、A社となったことが確認でき、当該事業所について18年3月1日に労働者年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録には、申立人のA社に係る加入記録は無いが、同庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録により、当該事業所において、申立人の旧姓と同姓同名かつ同じ生年月日で基礎年金番号に未統合の労働者年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該事業所に勤務し、労働者年金保険の被保険者であったことが認められる。

さらに、当該記録では、申立人の労働者年金保険被保険者の資格取得日は、

昭和 19 年 3 月 1 日と記載されており、申立人と同時期に連番で労働者年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された同僚 8 人についても、労働者年金保険被保険者台帳索引票の記録では、労働者年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ 19 年 3 月 1 日となっている。

しかし、これら同僚 8 人のうち、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できる同僚は 5 人のみとなっており、この 5 人については、いずれも労働者年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 18 年 3 月 1 日又は同年 4 月 1 日に訂正されている。

また、同名簿は、昭和 21 年ごろに書換えられたものであり、それ以前のものには保管されていないため、そのころ既に当該事業所を退職していた申立人の名前を確認できない上、先と同僚 8 人のうちの一人は、同名簿において厚生年金保険記号番号が、ほかの同僚と取り違えられているほか、社会保険庁が保管する上記 5 人の同僚の厚生年金保険被保険者台帳においても、一人を除き、労働者年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 18 年 3 月 1 日又は同年 4 月 1 日となっていることから、社会保険事務所における当該事業所に係る記録の管理が適切でなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人と同級生であった同職種の同僚については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が、昭和 18 年 3 月 1 日となっている上、同じく申立人と同級生であった当該事業所の当時の事業主の姪が「申立人は、B 駅前の自宅から通勤しており、昭和 17 年には既に勤務していた。」と供述していることから、申立人についても、当該事業所が適用事業所となった 18 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認できる。

加えて、申立人の未統合記録と思われる厚生年金保険被保険者台帳の記録には資格喪失日の記載は無いが、申立人は、当該事業所には昭和 19 年 6 月 20 日に H 学校に入学する直前まで勤務したとしており、I 県 J 局に確認したところ、申立人の採用年月日は 19 年 6 月 20 日と記載されている上、前職は「G 職」となっている旨の回答があり、申立人の主張と符合する。

これらの事実から、申立人の A 社における労働者年金保険被保険者資格取得日は昭和 18 年 3 月 1 日、資格喪失日は 19 年 6 月 20 日であると認められる。

なお、昭和 18 年 3 月から 19 年 5 月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者台帳の記録及び A 社の同年齢、同職種の同僚の記録から、60 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 18 年 3 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間①のうち、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月 1 日までの期間については、C 社及びその後継会社である A 社は労働者年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

また、事業主は、当時の資料が無く、C 社の労働者年金保険の加入状況に

については不明であると回答している上、事務を行っていた当時の事業主は既に死亡していることから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた先輩及び同級生であった同僚についても、同期間の労働者年金保険の加入記録は無い上、同級生であった同僚は、「保険料の控除は昭和 18 年からだったと記憶しており、それ以前は控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立期間①のうち、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、E 社は、昭和 27 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態について確認できないと回答している上、申立期間②当時の経理担当者が特定できなかったことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚について名字のみしか記憶しておらず、この同僚を特定することができない上、当該事業所が適用事業所となった昭和 27 年当時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる 10 人のうち、連絡先が分かった二人に照会し、このうち一人から回答を得たが、勤務開始時期が申立期間②以後であったことから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者Aにおける船員保険の被保険者資格取得日は、昭和40年12月1日、資格喪失日は41年2月27日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月11日から40年2月19日まで
② 昭和40年12月17日から41年1月29日まで

申立期間①について、B所有のC船において、D職としてE業務に従事した。

申立期間②について、A所有のF船において、D職としてG業務に従事していた。

船員保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所が保管する申立期間②に係る船舶所有者Aの船員保険被保険者名簿において、申立人の弟「H」と同姓同名、生年月日及び性別が一致する者が、昭和40年12月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、41年2月27日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、当該期間の記録は、未統合記録である上、申立人の船員手帳に記載されているA所有のF船における雇入から雇止までの期間と概ね一致する。

さらに、申立人の弟「H」は、「船員としてこれまで勤務したことは無い。申立期間②当時は、I市内においてJ関係の仕事に従事していた。」と供述している上、社会保険事務所が保管する申立期間②に係る船舶所有者Aの船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者として記録が確認できる同僚一人からは、「申立人及びH（申立人の弟）とも良く知っているが、申

立期間②当時、一緒にF船に乗ったのは、申立人である。弟のHは漁師でないため、船に乗ったことが無い。」との供述があり、この同僚の供述は、先述の申立人の弟の供述と符合する。

加えて、申立人を事業主に紹介したとされる申立人の義兄（当該船舶の船長でもある。）は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態や船員保険の適用について、供述を得ることができなかったが、義兄の妻である申立人の実姉からは、「私達兄弟は、男5人、女3人の8人兄弟であり、兄弟が多かった。このため、夫（当該船舶の船長）は、義弟の名前を度々間違えていた。五男のHは漁師ではないため、船に乗ったことが無く、申立期間は、初めて夫が弟（申立人）を自分の船に誘い、一緒に乗船した時であったことから、夫が、船主に三男（申立人）と五男のH（申立人の弟）名前を間違えて届出したのだと思う。」との供述があった。

以上の状況を踏まえると、事業主は、申立人に係る船員保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出について、誤って申立人の弟「H」の名前で届出したものと推測される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年12月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、41年2月27日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、「H」に係る船舶所有者Aの社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

また、船舶所有者Aにおける「H」に係る船員保険の被保険者としての記録は、調査の結果、当該人は当該船舶所有者における勤務が無いことが認められることから、当該船舶所有者における資格取得の記録を取り消すことが必要と認められる。

2 申立期間①について、申立人から提出のあった船員手帳の記録及び一緒に乗船していたとされる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において、船舶所有者BのC船にD職として乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者Bは昭和39年12月28日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、その後、40年4月7日に再び船員保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち、39年12月28日から40年2月19日までの期間については、船員保険の適用事業所に該当しない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和39年12月11日から同年12月27日までの期間について、当該事業所の別の船舶(K船)において、船員保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態や船員保険の適用について確認できない上、事業主の長男で、申立期間①当時、経理事務を担当していたとする同僚からは、「申立期間①当時、2か月程度の短期

間の漁の場合は、船員保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。このため、申立人は、申立期間①について、船員保険に加入していないと思う。」との供述があった。

加えて、申立人が、申立期間①当時、C船に船員として一緒に乗船した同僚4人の名前を挙げているが、このうち同僚3人は、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じく、申立期間①のうち、昭和39年12月11日から同年12月27日までの期間は、当該事業所の別の船舶（K船）において、船員保険の被保険者としての記録が確認できる上、同年12月28日から40年2月19日までの期間は、申立人と同様、船員保険に加入した形跡が無く、また、残りの同僚一人についても、社会保険事務所の記録によると、申立期間①のうち、39年12月11日から同年12月15日までの期間は、当該事業所の別の船舶（L船）において、船員保険の被保険者としての記録が確認できる上、同年12月16日から40年2月19日までの期間は、申立人と同様、船員保険に加入した形跡が無く、これは、先述の事業主の長男の供述と符合する。

その上、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は、昭和26年5月10日、資格喪失日は28年11月26日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から28年11月まで

昭和17年、A社に入社し、同社D事業所に勤務した。26年5月ごろ、A社D事業所から同社C支店へ転勤となり、28年11月まで勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C支店に勤務していた期間について、厚生年金保険に加入した記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、事業主から提出のあった申立人の氏名が記載されたA社C支店の厚生年金保険被保険者資格取得届控の写し及び同喪失届控の写しから判断すると、申立人が申立期間において、A社C支店に勤務していたことが認められる。

また、事業主から提出のあった申立人の氏名が記載されたA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得届控の写し及び同喪失届控の写しから、事業主は、申立人が当該事業所において、昭和26年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年11月26日に同保険の被保険者資格を喪失した旨を社会保険事務所に届出たことが認められる。

さらに、申立人の氏名が記載された当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得届控には、申立人のほか同僚9人の氏名が記載されているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人を除いた同僚9人は、いずれも当該事

業所において厚生年金保険の被保険者として資格を取得していることが確認できる。

加えて、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届控に名前が記載されている申立人及び同僚9人について、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及び申立人の前に名前が記載されている同僚二人を除いた計7人は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できる。

その上、当該厚生年金保険被保険者名簿は、破損により、被保険者3人の名前が確認できなくなっているが、その前後に記載されている被保険者の名前は、事業主が保管する申立人の名前が記載された厚生年金保険被保険者資格取得届控に名前が記載されている同僚の名前が記載されていることから、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の破損箇所には、先述の事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届控に名前があり、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できなかった申立人及び同僚二人の名前が記載されていたものと推測できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が当該事業所において、昭和26年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年11月26日に同保険の被保険者資格を喪失した旨を社会保険事務所に届出たが、社会保険事務所において、申立人の名前が記載された当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を破損したため、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が欠落したものと認められる。

なお、申立人の上記期間に係る標準報酬月額については、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届控及び同じ業務に従事していた申立人と同年齢の同僚の記録から判断すると、8,000円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 1150

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和35年ごろ、A町（現在は、B町）役場の職員が、当時私が勤めていたC店に来て、国民年金制度の広報及び加入勧奨を行い、店主は加入しなかったが、私は店の同僚数名と一緒に加入手続を行った。保険料の納付については、役場職員が店で集金、又は休日を利用して自分で納付若しくは休みの同僚にお願いして納付してもらっていた。

結婚する昭和40年まで納付していたのに、未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。また、申立人が一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張する元同僚4人については、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、このうち一人に聴取することはできたが、保険料納付の記憶は明確でなく、申立内容を裏付ける証言は得られなかったほか、元同僚のうち3人は、申立人同様に申立期間が未納期間となっており、元同僚の納付状況から、申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することも困難である。

さらに、旧A町では役場職員が集金を行っていたが、国民年金制度開始前に広報及び加入勧奨のため、戸別訪問した事実までは確認できない上、申立人が記憶する保険料額（月額約300円）は、当時の保険料額（月額100円）と一致しない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月までに払い出されているが、それ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納

付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年3月まで

結婚前は、両親が私の国民年金の加入手続及び納付を行っており、一、二度両親に言われて町役場で納付書のようなもので私自身の国民年金保険料を納付した記憶がある。両親は既に死亡しており、当時の状況は不明であるが、大変^{きちょうめん}几帳面な父親で、家業の跡取りである私の国民年金保険料を未納にするとは思えない。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年7月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の保険料の大部分は、時効により納付できない期間である。

また、社会保険事務所の保管する被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和40年度の保険料は、昭和42年3月31日付けで過年度納付されていることから、41年7月ごろの加入手続後にさかのぼって納付されたものと考えられる。

さらに、申立人は、結婚前の国民年金の加入手続及び保険料の納付にほとんど関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていた申立人の両親は既に死亡しているため、申立人の国民年金加入状況等の詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から48年3月まで

申立期間について国民年金保険料を重複して納めた。社会保険庁では還付しているとのことだが、還付金を受け取った覚えが無い。還付したと言うのなら証拠を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付の際に重複して納付したことは確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険事務所が保管している還付整理簿においても、重複納付により還付処理されたことが還付金額や還付支払日などと共に明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無の上、ほかに申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年12月まで

私が20歳になった昭和43年6月に、父親が将来に備えて私を国民年金に加入させ、申立期間の国民年金保険料も父親が納付してくれたことを記憶している。

また、申立期間当時は、国民年金保険料を納付できないような経済状況ではなく、父親が間違いなく保険料を納付していたはずなので、申立期間について保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付について、申立人の父親が行ったとして申立人自身は関与していない上、申立人の父親も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録から昭和51年12月に20歳に到達した申立人の妹と連番で、53年1月に払い出されていることが確認できることから、国民年金に加入したのはこのころと推認できる。

さらに、申立人の資格取得日(昭和43年6月1日)は、加入した際に申立人が20歳になった時点までさかのぼって取得されたものと推認でき、申立人は、国民年金に加入した時点で、昭和51年1月から52年3月までの過年度納付を行ったものの、申立期間については、3か月分を除いて時効のため、保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

加えて、申立期間は第3回特例納付(昭和53年7月1日から55年6月30日まで)により、国民年金保険料を納付することが可能であったが、申立人に

は特例納付により保険料を納付した記憶は無い上、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月

昭和60年4月以降に未納となっている数か月分の国民年金保険料をA市のB支所で納付しようとした。その際、窓口の男性職員から60年4月分は納付できないと言われ、同年4月分を除いて、申立期間を含めた3か月分から4か月分の保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月以降に申立期間を含む3か月分から4か月分の国民年金保険料をA市のB支所で納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の記載から、申立人は60年3月20日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年5月14日に国民年金に再加入(任意加入)していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録及びA市の被保険者名簿の記録共一致していることからみて、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料が納付できない期間である。

また、当該手帳の国民年金の記録欄には「4月の1ヶ月休む」と申立人の手書きの記載があることから、申立人はA市B支所の職員から説明を受けた根拠であるとしているが、この場合、同支所の職員は、一般的に保険料が納付できない期間として未加入期間(昭和60年3月及び同年4月)の説明をしたものと考えられ、昭和60年4月の未加入期間だけを説明をしたものとは考え難い上、同支所の職員を特定できないことから、当該発言内容も確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における保険料の納付時期、納付手続及び納

付金額に係る記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

昭和46年12月に結婚した時、妻が私の国民年金未加入のことを知り、すぐにA市役所で加入手続を行ってくれた。その時、市役所の担当者が、未納分の国民年金保険料はさかのぼって納付することができると教えてくれ、当時は子供もおらず生活に余裕があったので、毎月市役所に行き、さかのぼって保険料を納付した。

申立期間の保険料を納付したことを示す領収書等はないが、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料をA市役所でさかのぼって納付したと主張しているが、保険料の特例納付については、市町村で収納することは制度上できず、同市でも特例納付に係る収納事務を行っていないとしている。

また、申立人は、申立期間の保険料を12回に分割して、毎月1万円から2万円を納付したと述べていることから、さかのぼって納付した保険料の総額は12万円以上になるとみられるが、申立期間の保険料を昭和46年12月当時実施していた第1回目の特例納付及び過年度納付で納付した場合の保険料額は5万円未満である上、同月から12回に分割して毎月納付した場合、その納付が完結する時期は47年11月ごろとなるが、その時点では、特例納付の受付期間（昭和47年6月30日まで）は既に終了しているため不合理である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月ごろにその妻と連番で払い出されているが、申立期間当時、申立人に別の記号番号が払い出さ

れた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間は108か月と長期間であり、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 5 日から同年 9 月 7 日まで

平成 4 年 8 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 9 月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所では、「当時の正社員の辞令記録に申立人の名前は確認できない。」としており、当時の担当社員も「平成 4 年夏ごろに臨時社員を 4 人採用した記憶がある。」と供述している。

また、申立人に係る当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、平成 4 年 9 月 7 日に取得し、同年 9 月 30 日に離職していることが確認できる上、健康保険組合における申立人の被保険者記録は、第二種組合員（日雇労働者）として、同年 9 月 7 日に加入し、同年 9 月 30 日に脱退しており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日（離職日及び脱退日の翌日）の記録と合致している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が名前を挙げた上司及び同僚が申立人と一緒に入社したとする同職種の同僚 3 人は、いずれも平成 4 年 9 月 7 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人と同時に臨時社員として当該事業所に入社したが、入社当初、会社から社会保険に加入するという話は無く、申立期間について厚生年金保険料を控除された記憶も無い。」と供述している。

加えて、当該事業所の総務担当者は、「当時、C職等の臨時社員は入社後しばらく様子を見てから社会保険に加入させていたと思う。」と供述している上、社会保険庁の記録によると、前述の同職種の同僚3人のうち二人は、申立期間に国民年金に加入し、一人は保険料の申請免除期間、他の一人は第3号被保険者期間であることが確認できる。

その上、申立人は申立期間を含む平成2年3月から4年8月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から20年3月まで
② 昭和20年4月から22年10月1日まで

申立期間①は、旧制中学校在学中の昭和18年4月から20年3月まで、学徒勤労員としてA社で働き、社員と同様の仕事をして給与を受けていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立期間②は、旧制中学校卒業後の昭和20年4月からB社に住み込みで働いたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、学徒勤労員としてA社に勤務していたことを鮮明に記憶しているが、厚生年金保険料の控除についての記憶は定かではないと申し立てている。

また、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労員学徒については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できない。

加えて、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したが、当時の資料が保存されていないとして、これらの事実を確認できる資料が無い上、申立人は当該事業所の同僚を記憶しておらず、これらの事実を確認できる供述を得ることができない。

その上、当該事業所において申立期間に申立人と同年代で厚生年金保険の加入記録が確認できる5人に照会したが、学徒動員であったとする者はおらず、そのうちの一人は、「尋常小学校を卒業し正社員として勤務した。当時、社員には常に研修があったが、学徒動員者は作業のみであるなど取扱いは異なっていた。社会保険の加入についても社員には総務部長から説明があったが、学徒動員で勤労奉仕していた人の社会保険の加入は分からない。」と供述しており、学徒動員者が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人は申立期間中にB社に勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和49年3月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができない。

また、当時の総務担当者は「当時、厚生年金保険の加入手続は入社後直ぐには行わず、相当期間経過後にまとめて行い、この間の保険料は控除していなかったと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む同僚6人が昭和22年10月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の同僚6人のうち3人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得日の1年から1年半前に当該事業所に入社したと供述している上、このうち一人は「入社後1年程度は健康保険証が交付されず、厚生年金保険にも加入しておらず、保険料を控除された記憶は無い。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人はB社において昭和22年10月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 27 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているとのことだが、脱退手当金が支給されたという時期は、出産のため入院中であつたので会社にその請求手続を依頼できなかったはずであるし、また、社会保険事務所へ出向いたことも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 5 人が資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定がなされている上、当該事業所の人事給与及び経理担当者であつた者は「女性が結婚退職する場合、本人の意思を確認した上で、脱退手当金の事務処理を行っていた。女性が結婚退職する場合は、脱退手当金を受け取るのが普通であつた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをう

かがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の被保険者期間に算入されないとの回答があった。脱退手当金が支給されたとする時期は求職活動中で脱退手当金の請求手続をするはずがないし、また、受給した記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 7 人に資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 3 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 57 年 5 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 53 年 6 月に A 社に勤務し、B 業務に就いており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 4 月 21 日から 57 年 4 月 30 日までの期間について、A 社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、商業登記簿謄本によると、A 社は 昭和 53 年 4 月 22 日に会社設立し、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、同社の代表取締役は申立人が記憶している事業主名と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を覚えておらず、当該事業所の事業主も既に死亡していると述べている上、商業登記簿謄本上で確認できる役員についても個人の特定ができないことから、これらの者から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険第4種被保険者として第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 19 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 24 日から同年 3 月 22 日まで
③ 昭和 57 年 2 月 16 日から同年 6 月 18 日まで
④ 昭和 57 年 6 月 18 日から 58 年 3 月ごろまで

申立期間①については、A社を退職する時に、経理部長から厚生年金保険第4種被保険者の手続をするように言われて、B社会保険事務所で手続した。

申立期間②については、C社を退職した3日か4日後に厚生年金保険第4種被保険者の手続をした。

申立期間③については、D社を退職した3日か4日後に厚生年金保険第4種被保険者の手続をしたのに、社会保険事務所の記録によると、第4種被保険者の資格取得日は昭和57年6月18日となっている。

申立期間①から③までについて厚生年金保険第4種被保険者として認めてほしい。

また、申立期間④については、昭和57年5月に、新聞の求人欄を見てB市E地区か同市F地区にあったG社又はH社に応募し、同年6月18日から58年3月ごろまで勤務し、I業務にかかるJ作業をしていた。上司や同僚の名前は誰も覚えていない。この期間は厚生年金保険第4種被保険者期間となっているが、厚生年金保険被保険者期間のはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人は、資格取得時において厚生年金保

険第4種被保険者になることができる厚生年金保険の被保険者期間が10年以上である者という要件に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する両事業所の厚生年金保険被保険者原票には、それぞれ、第4種被保険者の番号及び健康保険の任意継続被保険者の資格を取得した旨の記載が無い上、第4種被保険者原票も見当たらない。

2 申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険第4種被保険者の資格取得日は昭和57年6月18日になっており、訂正等の不自然な箇所は見当たらないこと、第4種被保険者の資格取得日は、最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日あるいは被保険者の資格を喪失した日から6か月以内の申出があった日とされているところ、当該取得日は6か月以内となっていることから判断すると、申立人は、申出日をもって資格取得日としたことが考えられる。

3 申立期間①から③までについて、申立人が納付したと記憶している保険料額は、当時の申立人の標準報酬月額に相当する第4種被保険者保険料額とは大きく相違している。

また、申立人が第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書等の資料は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として申立期間①から③までに係る第4種被保険者保険料を納付していたことを認めることはできない。

4 申立期間④について、申立人は、実際に勤務していた事業所名及び同僚の名前をはっきり記憶しておらず、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、G社又はH社の名称での確認を行ったところ、類似した事業所は6事業所確認できるが、5事業所は所在地及び事業内容が申立内容と相違し、そのうち4事業所は、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していない。

また、前述の6事業所のうち、残りの1事業所であるK社については、所在地が申立てどおりB市E地区であることが確認できたことから同社に照会したが、「現在はI業務を行っているが、申立期間当時は商店に対する業務しか行っていない。」との回答があったことから、同社が申立事業所であった可能性は低いと思われる。

さらに、当該事業所及び社会保険事務所の記録から申立期間④に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人に照会したが、このうちの一人は、「申立期間当時にI業務は行っておらず、申立人の主張するJ作業を行う者はいなかった。」と述べており、申立人の勤務実態を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前

は記載されていない。

なお、申立期間④について、申立人は、雇用保険の被保険者記録が確認できない上、社会保険事務所の記録によると、健康保険任意継続被保険者及び厚生年金保険第4種被保険者であることが確認できる。

その上、申立人が申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月ごろから28年5月ごろまで
② 昭和35年4月ごろから36年12月ごろまで
申立期間①については、A社B支店C営業所で臨時雇用員として勤務していた。

申立期間②については、D町役場で臨時職員として勤務していた。

両申立期間ともE関係の事業所であり、年間を通じて勤務していたので、当然、厚生年金保険には加入しているはずである。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社B支店C営業所に臨時雇用員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社B支店C営業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同営業所を管轄するA社B支店においても、厚生年金保険の適用年月日は昭和38年10月1日となっていることから、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について、F社に照会したところ、「申立期間①は、雇用する試用員等を厚生年金保険に加入できるように定めたA社の事務処理規程が制定以前のため臨時雇用員等は当時の厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録からA社B支店が厚生年金保険の適用事業

所となった時から厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したが、申立期間①当時に当該事業所に勤務していた者を確認することができない。

加えて、申立人から名前の挙げた同僚二人に照会したところ、申立期間①当時に申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できたものの、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、当該同僚の社会保険事務所の記録を確認したところ、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がD町役場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は適用事業所に該当していなかったことが確認でき、当該事業所の厚生年金保険適用時から加入していた被保険者について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間②は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない上、所在が確認できた者に照会したが、申立期間②当時に当該事業所に勤務していた者を確認することができない。

また、当該事業所に照会したところ、「臨時職員に関する資料は保管されていないため、勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と述べている。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ「自分は、申立期間②当時に当該事業所に勤務していたが、はっきりとした時期は記憶しておらず、厚生年金保険の加入についても分からない。」と述べており、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

その上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間②のうち昭和36年4月から同年11月までの期間は、国民年金法定免除期間となることが確認できる。

3 申立人が、両申立期間において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 2 月 15 日まで

昭和 28 年 4 月ごろに A 市に住んでいた姉の紹介で B 社に入社したが、厚生年金保険の記録は、29 年 2 月 15 日からとなっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、社会保険事務所の記録によると、昭和 31 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが、「資料も残っておらず、自分も高齢なので申立期間当時のことは何も分からない。」と述べている。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚のうち所在が確認できた 4 人に照会したところ、二人から回答があったが、一人は、「申立人が C 職として働いていたことは記憶しているが、時期までは特定できない。」と述べており、他の者は「申立人の名前に記憶が無い。」としていることから、申立人の申立期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引簿には訂正等の不自然な箇所は見られず、どちらも資格取得日は昭和 29 年 2 月 15 日となっている。

なお、申立人は、C 職をしていたとしていることから、事業主が同じである D 社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、申立人が名前を挙げた同社に勤務していた者に照会したが「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 39 年 3 月ごろまで
中学校卒業と同時にA市にあるB社に勤務した。事業主の名前は「CかD」だったと記憶している。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は、調査の結果、E社と判明し、事業主の妻及び申立人が一緒に勤務していたという同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、前述の事業主の妻に照会したところ、「当該事業所は、従業員が3人しかおらず(当時の厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしておらず)、厚生年金保険には加入していなかった。国民健康保険と国民年金には各自で加入してもらっていた。」と述べており、事業主(故人)も申立期間については国民年金に加入し保険料を納付している。

また、前述の申立人が一緒に勤務していたという同僚も、「申立期間当時に当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も払っていない。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確

認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 11 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 33 年 3 月 11 日から A 社（現在は、B 社）で見習いとして採用され、同年 4 月 1 日に本採用となったが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 6 月 1 日となっている。前後の年度に採用された者は 3 月から同保険に加入したと聞いている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が、昭和 33 年 3 月から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において申立期間の前年の昭和 32 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 5 人（申立人が同僚として挙げた者一人を含む。）の同資格取得時期は、いずれも同年 3 月となっているほか、申立期間の翌年の 34 年に同資格を取得したことが確認できる者 11 人のうち 5 人の同資格取得時期は、いずれも同年 3 月となっているものの、この一方で、申立人と同様に 33 年に同資格を取得したことが確認できる者 5 人のうち 4 人の資格取得日は、いずれも同年 6 月 1 日となっているほか、他の一人の資格取得日は同年 10 月 1 日となっており、同年については、3 月に同資格を取得した者は確認できない。

さらに、昭和 33 年 6 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した当該 4 人のうち生存及び所在が確認された一人に照会したところ、

「自分は昭和 33 年 4 月 1 日に採用され、同年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入したが、同保険に加入する以前の期間において同保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された 10 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち二人がいずれも当該 4 人のうち他の一人の名前を挙げて、「同人は申立人と同じく昭和 33 年 3 月採用であった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、33 年 3 月又は同年 4 月に採用した者については、同年 6 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 27 年 3 月 1 日から政府管掌健康保険の適用を受けていたところ、33 年 6 月 1 日に組合管掌健康保険に管掌変更していることが確認できる上、当該事業所が加入する C 健康保険組合に照会したところ、同組合の設立年月日も同年 6 月 1 日であったことが確認され、この日付は、当該事業所の同年における厚生年金保険加入者の大半の資格取得年月日と合致していることを踏まえると、当該事業所では、同年 3 月又は同年 4 月に採用した者について、健康保険の管掌変更時点に合わせて厚生年金保険被保険者資格を取得させていた可能性がうかがわれる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月から同年 12 月まで

申立期間はA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。一緒に勤務していた同僚には同保険の加入記録があると聞いているので、自分も加入しているはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち平成 5 年 5 月 1 日から同年 7 月 27 日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は平成 17 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができない

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち 3 人については、社会保険事務所の記録により、いずれも申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、このうち二人は所在が不明であるほか、生存及び所在が確認された他の一人に照会したものの、回答は得られず、これらの者から当該事業所における同保険の適用状況について確認することはできなかった。

一方、当該同僚 4 人のうち申立人が経理担当であったとする他の一人については、社会保険事務所の記録によると、申立期間後の平成 6 年 3 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同人に

照会したところ、「自分は申立期間には当該事業所に勤務しておらず、申立人についても全く記憶が無い。また、自分は経理担当ではなく、C業務担当であった。」と供述しているとともに、「当時、B職については、人によって異なるものの3か月以上の試用期間があり、試用期間が終わってからも、厚生年金保険に加入させるかどうかは本人の希望を聞いた上で決めていた。当時、若い人は、他の事業所の方が少しでも給料が高ければそちらに移ってしまうので、入社後すぐには同保険に加入させておらず、同保険に加入する前の期間において同保険料を給与から控除されることも無かった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された12人に照会したところ、回答があった二人のうち一人は、当該事業所でB職として勤務していたとの供述が得られたものの、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から5か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「当時、当該事業所では3か月から1年ほどの試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。試用期間が終わった時、会社から厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞かれたので、自分は加入する方を選んだ。当然、試用期間中に同保険料を給与から控除されることは無かった。」と供述しており、これは、上述の申立人が同僚として挙げた者の供述を裏付けるものであることを踏まえると、当時、当該事業所では、B職として採用した者について、採用後一定期間が経過した時点で厚生年金保険に加入するかどうかの希望を確認した上で、同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当である。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月1日から61年2月26日まで

申立期間はA社に課長職及び部長職として勤務していた。当時の給与は、基本給30万円に諸手当数万円が加算された額であったが、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、この給与支給額を下回っている。

申立期間の一部については給与明細書を保管しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が申立期間の一部に係るものであると主張する、所属年の記載が無い9月分、10月分及び11月分の給与明細書は、記載された厚生年金保険料及び政府管掌健康保険料の控除額、当時の各保険料率並びに厚生年金基金掛金の本人負担率から判断すると、それぞれ、昭和60年9月分、同年10月分、同年11月分であると推認される。このうち60年9月分及び同年10月分と考えられる給与明細書に記載された給与支給額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同庁が記録している標準報酬

月額とが一致しており、この一方で、同年 11 月分と考えられる給与明細書に記載された給与支給額は、同庁が記録している標準報酬月額と一致しているとともに、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同庁が記録している標準報酬月額よりも低額であることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、B 厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳に記載された申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所が記録する同期間の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当時、A 社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で同じ役職の後任者であったとする者の当該事業所における標準報酬月額は、申立期間において申立人とほぼ同様に推移していることが確認できるとともに、申立人が当該事業所で常務であったとする者の当該事業所における標準報酬月額も、申立期間のうち昭和 53 年 10 月から 59 年 9 月までの期間においては申立人とほぼ同様に推移していることが確認できることを踏まえると、申立人の申立期間の標準報酬月額は妥当性を欠くものではないと判断できる。

加えて、申立人は、「昭和 54 年に部長になった時点で年俸 500 万円となったので、自分が保管する給与明細書はこの当時のものであり、その後、給与支給額は変わっていない。」と主張するが、商業登記簿謄本の記録により、申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できる者に照会したところ、「申立人は、入社当時は一般従業員であったため、入社 2 年後に部長に昇進することはあり得ず、給与が 30 万円ということも考えられない。申立人が辞める 2 年程前に、自分が、『申立人をそろそろ部長にしてはどうか。』という話を社長にしたので、退職する少し前に部長になったと思う。」と供述しているほか、申立人が当時の経理係長であったとする者に照会したものの、「当時の自分の給与の記憶も無いので、申立人の給与支給額は分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
申立期間は、A 所有の B 船において、C 職として業務に従事していた。
船員保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について船員保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録により、申立人が、申立期間において A 所有の B 船に乗船していたことは認められる。

しかしながら、当時の事業主に照会したものの回答は得られず、申立人に係る船員保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が当該船舶で一緒に勤務していたとする同僚 3 人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも申立期間において船員保険に加入していた形跡が無いほか、申立人が当該船舶の船長であったとする者及び漁労長であったとする者は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人に係る同保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該船舶で船員保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された 7 人に照会したところ、このうち 4 人から回答があったものの、申立人に係る供述は得られなかったほか、当該 4 人のうち一人が「自分が当該船舶に乗船させた。」と供述する者も、社会保険事務所の記録によると、申立期間において船員保険に加入していた形跡が無い。

加えて、申立人及び当該船舶において船員保険被保険者であった上述の 7 人のうち一人は、当時の当該船舶の乗組員数について、いずれも、「13 人から 14 人であった。」と供述しているとともに、このうち当該被保険者であっ

た者は、「当該人数は操業上必要な最少の人数であり、これを下回ることは無い。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間における当該船舶の同保険被保険者数は概ね9人で推移していることが確認できることを踏まえると、当時、当該船舶では、すべての乗組員を同保険に加入させていたものではなかったと考えるのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該船舶の船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 56 年 1 月、A社に入社した。

当該事業所の業務内容は、B社の構内作業の請負であり、勤務場所が、B社の工場内であった。

B社の業務を請け負っていた事業主は、昭和 56 年 5 月にA社からC社D支店に変わり、同年 7 月にはC社D支店からE社に変わった。

この間、仕事の内容及び勤務場所は変わらず、給与も変わらずに支給されており、厚生年金保険料が控除されていた。

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、事業主がA社からC社D支店に変わった昭和 56 年 5 月について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、C社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、当該事業所が申立人について、昭和 56 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格の取得を届けたことが確認でき、社会保険事務所の記録と一致する上、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格の取得日も同年 6 月 1 日となっており、雇用保険の記録と社会保険事務所の記録も合致する。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票とC社D支店の厚生年金保険被保険者原票のいずれにも名前が記載されている同僚が、

申立人を含め計 30 人確認できる。これらの同僚は、申立人同様、申立期間において B 社の工場内で、申立期間に同社の請負業務に従事したものと推測されるが、社会保険事務所の記録によると、これら同僚の全員が、昭和 56 年 5 月 1 日に A 社において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に C 社 D 支店において、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間である同年 5 月に厚生年金保険に加入した形跡が無い上、申立期間に A 社において健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の同僚 4 人の名前を挙げているが、このうち同僚一人は、「申立期間当時のことは、よく覚えていない。」と供述している上、別の同僚二人は、「厚生年金保険に加入していたと思うが、具体的な内容は、記憶に無い。」と供述しているほか、残りの同僚一人は、既に死亡しているため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者原票と C 社 D 支店の厚生年金保険被保険者原票のいずれにも名前が記載されて、申立期間に C 社 D 支店に勤務し、B 社の工場内において同社の請負業務に従事していたと推測される同僚 30 人（申立人を含む）のうち、連絡先が確認できた同僚 19 人に照会したところ、同僚 16 人から回答があり、このうち同僚一人から「私は、昭和 56 年当時、申立人と同じく、A 社及び C 社 D 支店に勤務し、B 社の工場内において、同社の請負業務に従事していた。私は、この間の給与明細書を所持している。申立期間の 56 年 5 月の給与は、同年 6 月 10 日に支給されており、同月の給与明細書には、健康保険料の控除額が記載されているが、厚生年金保険料の欄は空欄となっており、厚生年金保険料の控除額が記載されていない。また、申立期間の前後の期間である 56 年 4 月及び同年 6 月の給与明細書には、いずれも健康保険料の控除額のほか、厚生年金保険料の控除額も記載されている。このことから、申立期間である 56 年 5 月については、厚生年金保険料を控除されておらず、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との供述があった。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 54 年 9 月、A社に入社した。

当該事業所の業務内容は、B社の構内作業の請負であり、勤務場所が、B社の工場内であった。

B社の業務を請け負っていた事業主は、昭和 56 年 5 月にA社からC社D支店に変わり、同年 7 月にはC社D支店からE社に変わった。

この間、仕事の内容及び勤務場所は変わらず、給与も変わらずに支給されており、厚生年金保険料が控除されていた。

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、事業主がA社からC社D支店に変わった昭和 56 年 5 月について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、C社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、当該事業所が申立人について、昭和 56 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格の取得を届けたことが確認でき、社会保険事務所の記録と一致する上、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格の取得日も同年 6 月 1 日となっており、雇用保険の記録と社会保険事務所の記録も合致する。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票とC社D支店の厚生年金保険被保険者原票のいずれにも名前が記載されている同僚が、

申立人を含め計 30 人確認できる。これらの同僚は、申立人同様、申立期間においてB社の工場内で、同社の請負業務に従事したものと推測されるが、社会保険事務所の記録によると、これら同僚の全員が、昭和 56 年 5 月 1 日にA社において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日にC社D支店において、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間である同年 5 月に厚生年金保険に加入した形跡が無い上、申立期間にA社において健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の同僚 4 人の名前を挙げているが、このうち同僚一人は、「申立期間当時のことは、よく覚えていない。」と供述している上、別の同僚一人は、「A社を退職後、国民年金に加入しており、C社D支店には勤務していない。」と供述しているほか、残りの同僚二人は、既に死亡しているため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票とC社D支店の厚生年金保険被保険者原票のいずれにも名前が記載されて、申立期間にC社D支店に勤務し、B社の工場内において同社の請負業務に従事していたと推測される同僚 30 人（申立人を含む）のうち、連絡先が確認できた同僚 19 人に照会したところ、同僚 16 人から回答があり、このうち同僚一人から「私は、昭和 56 年当時、申立人と同じく、A社及びC社D支店に勤務し、B社の工場内において、同社の請負業務に従事していた。私は、この間の給与明細書を所持している。申立期間の 56 年 5 月の給与は、同年 6 月 10 日に支給されており、同月の給与明細書には、健康保険料の控除額が記載されているが、厚生年金保険料の欄は空欄となっており、厚生年金保険料の控除額が記載されていない。また、申立期間の前後の期間である 56 年 4 月及び同年 6 月の給与明細書には、いずれも健康保険料の控除額のほか、厚生年金保険料の控除額も記載されている。このことから、申立期間である 56 年 5 月については、厚生年金保険料を控除されておらず、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との供述があった。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から同年 7 月まで

昭和 37 年 5 月から同年 7 月まで、A社B工場において、C業務に期間雇用として従事した。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場に勤務していた時に撮影されたとする操業記念撮影の集合写真及び申立人の従事業務に関する申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時、A社B工場は、C業務のため、毎年5月中旬から7月中旬までの季節操業を行っており、このため、約2か月間の期間雇用者を採用していた。しかし、期間雇用者については、日雇健康保険には加入させていたものの、健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所において、労務を担当していた同僚からは、「A社B工場では、当時C業務期に毎年、女子の期間雇用者を300人ほど雇用していたが、厚生年金保険に加入しておらず、日雇健康保険のみ加入していた。」との供述があった上、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる別の同僚からも、「期間雇用者は、日雇健康保険に加入していた。」との供述があり、これら同僚の供述は、先述の事業主の回答と符合する。

さらに、申立人が所持している当該事業所における集合写真及び複数の同僚

の供述から、申立期間当時、当該事業所には、200人以上の期間雇用者（そのほとんどが女性であったと考えられる。）が勤務していたと考えられるが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は5人（うち女性は二人）のみとなっており、期間雇用者は、厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえ、これは、先述の事業主の回答及び同僚の供述と符合する。

加えて、申立人が当該事業所に一緒に入社したとして名前を挙げた唯一の同僚も、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、この同僚は、連絡先が不明のため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

その上、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚6人に聴取を行ったが、いずれも正社員又は年間雇用者であったとしており、申立人と同じ期間雇用者であったとする者は確認できなかった。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。